

副本

平成25年(行ケ)第59号 裁決取消等請求事件

原告 草野利一ほか56名

被告 国(処分行政庁 総務大臣)

答 弁 書

平成26年2月26日

東京高等裁判所第23民事部Eイ係 御中

被告指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第二合同庁舎

東京法務局訟務部行政訟務部門(送達場所) 梅田宛て

(電話 03-5213-1397)

(FAX 03-3515-7307)

部 付 中野康典 上席訟務官 布施武男 訟務官 岡野信行 訟務官 梅田 敦 

〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

総務省総合通信基盤局電波部電波環境課

電波監視官 臼井伸幸 

電磁障害係長 黒田 淳 

総務省総合通信基盤局総務課

課長補佐 鈴木厚志 

法規係長 大橋 豊 

総務事務官 石川秀樹 

第1 請求の趣旨に対する答弁	5
1 本案前の答弁	5
2 本案の答弁	5
第2 本案前の答弁の理由	5
1 はじめに	5
2 本件2項(1)主位的請求に係る訴えについて	5
3 本件2項(2)予備的請求に係る訴えについて	6
第3 請求の原因に対する認否	6
1 「第1章 はじめに」について	6
(1) 「1 PLC機器は過去の技術である」について	6
(2) 「2 PLCによる電波妨害の原理」について	7
(3) 「3 周波数は専用道路と同じ」について	7
(4) 「4 電波妨害が生じていないように見えるのはなぜか」について	7
(5) 「5 けものみちとパワーショベルの例」について	8
(6) 「6 PLC技術についての倫理的考察」について	8
(7) 「7 電波監理審議会の意見を重く受け止めよ」について	9
(8) 「8 原告からの質問と、それに対する総務省の返答」について	9
(9) 「9 小括」について	9
2 「第2章 本件の概要と電波監理審議会の決定」について	9
(1) 「第1 本件の概要」について	9
(2) 「第2 原決定における違法性判断の枠組みの誤りについて」について	11
(3) 「第3 原決定が認めた本件技術基準の合理性について(総論)」について	13
3 「第3章 電波監理審議会の事実認定に、実質的な証拠がないこと」について	13

(1) 前文について	13
(2) 「第1 周囲雑音の意味及びその測定の誤り」について	13
(3) 「第2 PLCモデムから発生するコモンモード電流を規制すればよいと することの誤り」について	16
(4) 「第3 実測結果は、原告の主張を裏付けていること」について	20
(5) 「第4 舟木鑑定には、証拠価値がないこと」について	21
(6) 「第5 事後的な妨害対策の措置が不可能であること」について	24
(7) 「第6 被害が顕在化していないのはノッチフィルターが入っているから であること」について	24
(8) 「第7 電波監理審議会の審理における、総務大臣準備書面への反論」に ついて	24
4 「第4章 屋外PLCについて」について	26
5 「第5章 まとめ—東京高裁に望むこと」について	26
第4 本件棄却決定に至る経緯等について	27
1 原告らについて	27
2 本件棄却決定に至る経緯について(ただし、本件訴訟に関するもののみ)...	27
第5 被告の主張	28

被告は、本書面において、訴状における請求の趣旨に対する答弁及び請求の原因に対する認否を行う。

なお、本書面で引用する証拠の番号は、電波監理審議会の審理において提出された証拠の番号である。

第1 請求の趣旨に対する答弁

1 本案前の答弁

- (1) 請求の趣旨第2項の訴えをいずれも却下する。
- (2) 訴訟費用はいずれも原告らの負担とする。

2 本案の答弁

- (1) 請求の趣旨第1項の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用はいずれも原告らの負担とする。

第2 本案前の答弁の理由

1 はじめに

原告らは、請求の趣旨第2項(1)において、主位的に、屋内において2メガヘルツから30メガヘルツまでの周波数の搬送波により信号を送信し及び受信する電力線搬送通信設備(広帯域電力線搬送通信設備。以下、「PLC」又は「PLC機器」という。)に関して、総務大臣が訴状別紙「広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分」記載のとおり行った各型式指定処分(以下「本件型式指定処分」といい、本件型式指定処分によって指定を受けたPLC機器を「本件PLC機器」という。)をいずれも取り消すことを求め(以下「本件2項(1)主位的請求」という。)、請求の趣旨第2項(2)において、予備的に、本件を電波監理審議会に差し戻すことを求めている(以下「本件2項(2)予備的請求」という。))。

2 本件2項(1)主位的請求に係る訴えについて

本件型式指定処分は、電波法(以下「法」という。)100条1項1号、平成25年総務省令86号による改正前の電波法施行規則(以下「施行規則」という。)44条1項1号(1)、同条2項2号、46条の2に基づく総務大臣の処分であり、法96条の2によれば、同処分についての不服申立ては、当該処分についての異議申立てに対する決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる(裁決主義)。

したがって、本件型式指定処分自体に対する取消訴訟を提起することはできないから、本件2項(1)主位的請求に係る訴えは不適法であって、却下を免れない。

3 本件2項(2)予備的請求に係る訴えについて

電波監理審議会は、法83条の異議申立てがあったとき、総務大臣から議に付される(法85条)ことにより、審理を開始し(法86条)、事案についての決定案を議決するもの(法93条の4)とされているところ、同議決を基礎とした総務大臣による決定(法94条1項)に関する訴訟につき、裁判所が事件を電波監理審議会に差し戻すことができるとの規定は存在しない。

したがって、本件2項(2)予備的請求に係る訴えも不適法である。

第3 請求の原因に対する認否

1 「第1章 はじめに」について

(1) 「1 PLC機器は過去の技術である」について

ア 第1段落について

認否の限りでない。

イ 第2段落ないし第5段落について

不知。

ウ 第6段落について

不知ないし争う。

エ 第7段落について

認否の限りでない。

(2) 「2 PLCによる電波妨害の原理」について

ア 第1段落について

争う。

イ 第2段落について

おおむね認める。

ウ 第3段落及び第4段落について

認める。

エ 第5段落について

本件PLC機器に関しては、否認ないし争う。

オ 第6段落について

一般論としておおむね認める。

カ 第7段落について

本件PLC機器に関しては、否認ないし争う。

(3) 「3 周波数は専用道路と同じ」について

ア 第1段落について

認否の限りでない。

イ 第2段落について

本件PLC機器に関しては、否認ないし争う。

(4) 「4 電波妨害が生じていないように見えるのはなぜか」について

ア 第1段落について

本件PLC機器によって電波混信、妨害といった被害が確認されていないことが、原告らによる総務大臣に対する異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を総務大臣が棄却した決定(以下「本件棄却決定」という。)の判断の根拠の一つになっていることは認め、その余は知らないし否認す

る。

イ 第2段落について

第1文については、認める。

第2文については、「ノッチフィルター」を本件P L C機器製造・販売業者各社が自発的に装備させていることは認め、その余は不知。

第3文については、認否の限りでない。

第4文については争う。

(5) 「5 けものみちとパワーショベルの例」について

ア 第1段落及び第2段落について

不要電波問題対策協議会編「図解 EMC用語早わかり」に原告らが訴状で言及する趣旨の記載があるとの限りで認める。

イ 第3段落及び第4段落について

認否の限りでない。

ウ 第5段落について

おおむね認める。

エ 第6段落について

第1文については、認める。

第2文については、不知。

第3文及び第4文については、否認ないし争う。

オ 第7段落について

否認ないし争う。

(6) 「6 P L C技術についての倫理的考察」について

山川晃「高速電力線通信導入における社会的受容に関する倫理的考察」に原告らが訴状で言及する趣旨の記載があるとの限りにおいて認める。

なお、電子情報通信学会は財団法人ではなく、社団法人（現在は一般社団法人）である。

(7) 「7 電波監理審議会の意見を重く受け止めよ」について

電波監理審議会において、本件異議申立てを棄却する旨の決定案(以下「本件決定案」という。)が議決されたことは認め、その余は否認ないし争う。

なお、本件決定案には、総務大臣に対する要望はあるものの、勧告(法9条の13)はない。

(8) 「8 原告からの質問と、それに対する総務省の返答」について

ア 「(1)」について

認める。

イ 「(2)」について

第1段落については、認める。

第2段落(「しかしながら」で始まるもの)については、否認する。

第3段落(「したがって」で始まるもの)については、否認ないし争う。

(9) 「9 小括」について

認否の限りでない。

2 「第2章 本件の概要と電波監理審議会の決定」について

(1) 「第1 本件の概要」について

ア 「1 PLCの性質」について

おおむね認めるが、「本件PLCは、2MHzから30MHzの全域にわたって漏えい電波を発生させ、こうした既存の無線通信を妨害するという性質がある」とあるのは、既存の無線通信を妨害する可能性が否定できないとの限りにおいて認める。

イ 「2 電波法の定め」について

おおむね認める。

なお、杉浦行氏(以下「杉浦参考人」といい、電波監理審議会における同人の参考人調書を「杉浦参考人調書」という。)が、電波監理審議会における審理において、電波利用者の中には短波放送事業者なども含んでい

る旨の陳述をしたことが記載されているのは、杉浦参考人調書24ページではなく、23ページである。

ウ 「3 電磁妨害波の許容値設定の基本方針」について
認める。

エ 「4 具体的な許容値の策定方法」について
おおむね認める。

オ 「5 電磁妨害波の許容値は基本方針を満たしていないこと」について
第1段落については、認否の限りでない。
第2段落については、否認ないし争う。
第3段落（「この点」で始まるもの）については、杉浦参考人が電波監理審議会における審理において、訴状に引用された内容の陳述をしたことは認め、その余は否認する。

カ 「6 電磁妨害波の許容値設定の誤りの具体的内容」について
否認ないし争う。

キ 「7 原告らの異議申立の内容」について
第1段落については、認める。

第2段落については、原告らが、総務大臣が本件型式指定処分を行うに当たり審査の基準とされた技術基準（施行規則46条の2第1項5号。以下「本件技術基準」という。）が違法であり、これを基礎としてなされた本件型式指定処分も違法であるとして本件異議申立てを行ったとの限りにおいて認め、本件技術基準及び本件型式指定処分が違法であるとの主張については争う。

ク 「8 電波監理審議会での審議経過」について

第1段落については、おおむね認める。ただし、電波監理審議会における本件異議申立ての審理が終了したのは、平成23年9月5日ではなく、同月6日である。

第2段落(「そこで」で始まるもの)については、認否の限りでない。

第3段落及び第4段落については、認める。

第5段落及び第6段落については、争う。

(2) 「第2 原決定における違法性判断の枠組みの誤りについて」について

ア 「1 原決定の内容」について

本件棄却決定の内容及び第978回電波監理審議会において佐藤歳二審理官が発言した内容については認め、その余は争う。

イ 「2 原決定における違法性判断の枠組みについての批判(その1)」について

(7) 「(1)」について

認める。

(イ) 「(2)」について

第1文及び第2文については、争う。

第3文ないし第5文については、おおむね認める。

(ウ) 「(3)」について

第1文ないし第3文については、おおむね認める。

第4文及び第5文については、争う。

(エ) 「(4)」について

おおむね認める。

(オ) 「(5)」について

第1文ないし第4文については、おおむね認める。

第5文については、本件PLC機器に関してとの趣旨であれば、否認する。

第6文については、認める。

第7文ないし第9文については、否認する。

(カ) 「(6)」について

第1文及び第3文については、全体として争う。

第2文については、不知。

(キ) 「(7)」について

否認ないし争う。

ウ 「3 原決定における違法性判断の枠組みについての批判(その2)」
について

(ア) 「(1)」について

全体として争う。

(イ) 「(2)」について

否認ないし争う。

(ウ) 「(3)」について

全体として否認ないし争う。

エ 「4 原決定における違法性判断の枠組みについての批判(その3)」
について

(ア) 「(1)」について

第1文及び第2文については、否認ないし争う。

第3文ないし第5文については、認める。

(イ) 「(2)」について

認める。

(ウ) 「(3)」について

否認ないし争う。

(エ) 「(4)」について

認否の限りでない。

(オ) 「(5)」について

否認ないし争う。

(カ) 「(6)」について

否認ないし争う。

オ 「5 原決定における違法性判断の枠組みについての誤り」について争う。

(3) 「第3 原決定が認めた本件技術基準の合理性について（総論）」について

ア 「1 原決定の内容」について

本件棄却決定が原告らの主張を排斥して、本件技術基準の合理性を認めたことについては認め、その余は全体として争う。

イ 「2 原決定の結論」について

認める。

ウ 「3 原決定に対する反論」について

争う。

エ 「4 原決定も、実質的には、原告らの指摘を認めていること」について

「本件技術基準の速やかな見直しを求めている」とある点について否認し、その余はおおむね認める。

3 「第3章 電波監理審議会の事実認定に、実質的な証拠がないこと」について

(1) 前文について

全体として争う。

(2) 「第1 周囲雑音の意味及びその測定の誤り」について

ア 「1 原告らの主張」について

全体として否認ないし争う。なお、原告らが「周囲雑音」としているのは、国際電気通信連合無線通信部門(以下「ITU-R」という。)勧告V.573-4「無線雑音(radio noise)」のことであると解される。

イ 「2 『周囲雑音』の意味についての国の主張に対する反論」について

第1段落については認め、その余は全体として否認ないし争う。なお、引用部分に「放送波は通信波も」とあるのは、「放送波や通信波も」が正しい。

ウ 「3 国の主張の矛盾」について

否認ないし争う。

エ 「4 国の測定の問題」について

(7) 「(1)」について

認める。

(4) 「(2)」について

否認ないし争う。なお、測定場所が比較的広い「埼玉県北本」及び「神奈川県横須賀YRP」については、国際無線障害特別委員会(以下「CISPR委員会」という。)専門委員及び同小委員会構成員に測定を公開している。

(ウ) 「(3)」及び「(4)」について

認める。

(E) 「(5)」について

「実際の技術基準では、2MHz～15MHzでは28dB μ V/m, 15MHz～30MHzでは18dB μ V/mが採用され」た点は認め、その余は否認ないし争う。

オ 「5 原告土屋による周囲雑音の実測」について

(7) 「(1)」について

杉浦参考人がノイズ(EMC)対策の専門家であること及び環境電磁工学の研究者・学者であることは認め、その余は不知。

(4) 「(2)」及び「(3)」について

不知。

(ウ) 「(4)」について

原告土屋正道(以下「原告土屋」という。)の陳述内容についてはおおむね認め、その余は不知。

(I) 「(5)」について

否認ないし争う。

(オ) 「(6)」について

杉浦参考人の陳述内容については認め、その余は否認ないし争う。

(カ) 「(7)」について

「原告らは、電波監理審議会の審理において、共同測定を求めた。しかしながら、電波監理審議会における審理においては、ついにこのような機会を得ることはできなかった」点は認め、その余は否認ないし争う。

カ 「6 無線局等の受信機感度相当の信号波電界強度と周囲雑音の比較」について

(ア) 「(1)」について

第1段落及び第2段落については、認める。

第3段落については、否認する。

(イ) 「(2)」について

争う。

キ 「7 電波監理審議会の決定」について

(ア) 前文について

本件決定案において、原告らの主張が排斥されていることは認める。

(イ) 「(1) 周囲雑音の定義について」について

原告らが訴状に引用する内容が本件決定案に記載されていることについては認め、総務大臣が主張を実質的に撤回していたとの点については否認ないし争い、本件棄却決定に実質的証拠が欠けているとの主張は争う。

(ウ) 「(2) 周囲雑音の測定について」について

原告らが訴状に引用する内容が本件決定案に記載されていること、本件決定案に総務大臣が提出した大阪大学大学院工学研究科教授舟木剛氏(以下「舟木鑑定人」という。)の鑑定報告書(以下「舟木鑑定書」という。)が証拠として引用されていること、電波監理審議会の審理において舟木鑑定人に対する陳述申立てが却下されたことについては認め、その余は否認ないし争う。

(E) 「(3) 原告らの実測について」について

原告らが訴状に引用する内容が本件決定案に記載されていること、本件決定案において原告らの実測結果を否定した根拠がおおむね原告らが訴状に記載するものであることについては認め、その余については争う。

ク 「8 小括」について

否認ないし争う。

(3) 「第2 PLCモデムから発生するコモンモード電流を規制すればよいとすることの誤り」について

ア 「1 本件技術基準の考え方」について

第1段落及び第2段落については、否認ないし争う。

第3段落ないし第5段落については、おおむね認める。

イ 「2 本件技術基準の考え方の誤りー結論」について

全体として争う。

ウ 「3 コモンモード電流の許容値の策定方法の誤り」について

(7) 「(1) 漏えい電波自体の電界強度での規制をするべきであり、それは十分に可能である」について

第1段落については、争う。

第2段落及び第3段落については、認める。

第4段落ないし第6段落については、平成18年6月5日CISPR資料P5-5(2)に電界強度によって測定したPLC機器による妨害波

データが掲載されていることは認め、その余は否認ないし争う。

(4) 「(2) 北川参考人の証言の信用性」について

第1段落及び第2段落については、北川勝浩参考人(以下「北川参考人」という。)の経歴及び電波監理審議会の審理での陳述内容については認め、その余は不知。

第3段落については、争う。

(5) 「(3) コモンモード電流値を用いた規制手法の誤り」について

第1段落ないし第4段落については、認める。

第5段落(「ここで」で始まるもの)については、第1文及び第2文について争い、第3文及び第4文についておおむね認める。

第6段落(「しかしながら」で始まるもの)については、認める。

第7段落(「そして」で始まるもの)ないし第10段落については、全体として争う。

エ 「4 コモンモード電流許容値の測定方法の誤り」について

(7) 「(1)」について

認める。

(8) 「(2)」について

仮定の議論であり、認否の要を認めない。

(9) 「(3)」について

第1文ないし第4文については、認める。

第5文については、争う。

(10) 「(4)」について

北川参考人が電波監理審議会の審理において訴状記載と同趣旨の陳述をしたとの限りにおいて認める。

(11) 「(5)」について

第1文については、「理論的に証明され」たとの点については否認し、

その余はおおむね認める。

第2文については、「通信ポートの測定法から電流クランプによるコモンモード電流測定をCCMの測定法としては削除し、LCMの測定のみに用いることとする改訂が提案され」たことは認め、その余は否認ないし争う。

第3文については、不知。

(オ) 「(6)」について、

電波監理審議会の審理における杉浦参考人の陳述内容については認め、その余は否認ないし争う。

(カ) 「(7)」について

電波監理審議会の審理における主任審理官と杉浦参考人とのやりとりについては認め、その余は否認ないし争う。

(キ) 「(8)」について

第1文については、不知。

第2文については、認める。

(ク) 「(9)」について

争う。

オ 「5 C I S P R規格への準拠の誤り」について

(ア) 「(1)」及び「(2)」について、

認める。

(イ) 「(3)」について

第1段落については、認める。

第2段落(「このように」で始まるもの)及び第3段落については、争う。

カ 「6 パソコン等のIT機器のVCCI技術基準に準拠していない誤り」について

否認ないし争う。

キ 「7 電波監理審議会の決定の誤り」について

(ア) 前文について

認める。

(イ) 「(1) コモンモード電流の許容値の設定の誤り」について

原告らが訴状に引用する内容が本件決定案に記載されていることは認め、その余は否認ないし争う。

(ロ) 「(2) コモンモード電流の許容値の測定方法の誤り」について

a 「ア」について

原告らが訴状で引用する内容が本件決定案に記載されていることはおおむね認め、その余は否認ないし争う。ただし、引用部分第1段落目に「1 SN」とあるのは、「I SN」が正しく、引用部分第2段落目に「CISPR委員会では、自らは測定できているにも関わらず、」とあるが、本件決定案には、「自らは測定できているにも関わらず、」との記載はない。

b 「イ」について

原告らが訴状に引用する内容が本件決定案に記載されていることは認め、その余は否認ないし争う。なお、引用部分第1段落目に「近傍で向周波数の希望波」とあるのは、「近傍で同周波数の希望波」が、第2段落目に「PLCユーザの利益」とあるのは、「PLCユーザの利便」がそれぞれ正しい。

c 「ウ」について

原告らが訴状に引用する内容が本件決定案に記載されていることはおおむね認め、その余は知らないし争う。なお、引用部分1段落目に「コンセントに流れるコモンモード電流で規制しても」とあるのは、「コンセントに流れるコモンモード電流で規制しても」が正しい。

d 「エ」について

原告らが訴状に引用する内容が本件決定案に記載されていることは認め、その余は否認ないし争う。なお、引用部分第2段落ウに「屋内阻線」とあるのは、「屋内配線」が正しい。

e 「オ」について

原告らが訴状で引用する内容が本件決定案に記載されていることは認め、その余は否認する。なお、引用部分第2段落目に「ノッチフィノレター」とあるのは、「ノッチフィルター」が正しい。

f 「カ」について

原告らが訴状で引用する内容が本件決定案に記載されていることは認め、否認ないし争う。

(4) 「第3 実測結果は、原告の主張を裏付けていること」について

ア 前文について

争う。

イ 「1 青山参考人（及び原告草野）の実験」について

(7) 第1段落及び第2段落について

おおむね認める。

(2) 第3段落について

否認ないし争う。

(3) 第4段落及び第5段落について

原告青山貞一（以下「原告青山」という。）が茨城県成田市内等においてPLC機器を用いて電界強度測定実験を行ったと述べている限りにおいて認め、その実験結果の信頼性については争う。

(4) 第6段落について

争う。

(5) 第7段落について

原告青山が前記(3)の実験結果の総集編であるとして、甲第202号証を電波監理審議会の審理に提出したことは認め、その余は争う。

ウ 「2 土屋参考人の実験」について

原告土屋が神奈川県横須賀市内等においてP L C機器を用いて電界強度測定実験を行ったと述べている限りにおいて認め、その実験結果の信頼性については争う。

エ 「3 北川参考人の実験」について

第1段落ないし第3段落については、北川参考人が大阪府吹田市内においてP L C機器を用いて電界強度測定実験を行ったと述べている限りにおいて認め、その実験結果の信頼性については争う。

第4段落については、認める。

オ 「4 杉浦参考人も、短波放送が聞こえなくなるのはP L Cの影響であることを認めた」について

杉浦参考人が電波監理審議会の審理において、原告青山の実験結果について考えられる原因としてP L Cによる漏えい電波が考えられる旨陳述したこと、及び自らはP L C機器を使用したことがなく、個人的にはA D S Lを利用している旨陳述したことは認める。

(5) 「第4 舟木鑑定には、証拠価値がないこと」について

ア 「1 はじめに」について

甲第201号証の1に記載があるとの限りにおいて認め、その余は争う

イ 「2 舟木鑑定における測定機器及び測定方法の誤り」について

(7) 「(1)」について

認める。

(4) 「(2)」について

原告らが訴状で引用する内容が甲第201号証の1におおむね記載されている限りにおいて認める。

ウ 「3 測定方法の比較」について

(7) 「(1) はじめに」について

甲第201号証の1に原告土屋が行った測定の条件に関する記載があるとの限りにおいて認め、その余は認否の限りでない。

(4) 「(2) 周囲雑音測定(土屋報告31/72~38/72)」について

第1段落ないし第3段落については、認める。

第4段落(「これらの結果は」で始まるもの)ないし第11段落については、全体として争う。

(ウ) 「(3) PLCモデムからの漏洩雑音測定(土屋報告39/72~50/72)」について

第1段落については、認める。

第2段落については、争う。

第3段落については、否認ないし争う。

(エ) 「(4) コモンモード電流及びディファレンシャルモード電流測定(土屋報告51/72~68/72)」について

第1段落については、認める。

第2段落については、否認ないし争う。

エ 「4 小括(土屋報告70/72以下)」について

原告らが訴状で記載する内容が甲第201号証の1におおむね記載されているとの限りにおいて認め、その内容については争う。

オ 「5 舟木鑑定が無意味なものになった理由」について

(7) 「(1) 2009年度の実施測定の中止」及び「(2) 2010年度の実施測定」について

おおむね認める。なお、(2)③段落中に「同年10月22日付『実地測定についての意見』」、「同年10月28日付『実地測定についての意見』」及び「同年11月5日付『実地測定についての意見』」とあるの

は、それぞれ、「同年10月22日付『実地測定実施についての意見』」
「同年10月28日付『実地測定実施についての意見』」及び「同年1
1月5日付『実地測定実施についての意見』」が正しい。また、(2)④
段落中に「平成23年2月21日付『広帯域電力線搬送通信設備の漏洩
電波の電界強度等の測定に関する鑑定報告書』及び『平成23年3月8
日付異議申立人「鑑定報告書等について追加報告を求める上申書」に對
する回答』」とあるのは、「平成23年1月30日付『広帯域電力線搬
送通信設備の漏洩電波の電界強度等の測定に関する鑑定報告書』及び平
成23年3月18日付『平成23年3月8日付異議申立人「鑑定報告書
等について追加報告を求める上申書」に對する回答』」が正しい。

(イ) 「(3) 小括」について

認否の限りでない。

カ 「6 上野伴希氏の『舟木鑑定書および土屋報告書に関するコメント』
について

原告らが訴状で引用する内容が甲第206号証に記載されているとの限
りにおいて認める。

キ 「7 舟木鑑定尋問請求の却下は著しく不当である」について

(7) 「(1)」について

原告らが電波監理審議会の審理において舟木鑑定人の陳述を申し立て
たことは認め、その余は認否の限りでない。

(イ) 「(2)」について

電波監理審議会の審理において主任審理官が原告らによる舟木鑑定人
の陳述申立てを却下したことは認め、その余は認否の限りでない。

(ウ) 「(3)」について

全体として争う。

(エ) 「(4)」について

争う。

ク 「8 結論 職権鑑定が無意味なものであったこと」について

(7) 「(1)」について

認める。

(4) 「(2)」ないし「(6)」について

否認ないし争う。

(ウ) 「(7)」について

原告らが、電波監理審議会の審理において、主任審理官から職権による測定を提案された際に、当初は実施に反対したこと及びその後再び主任審理官から職権による測定を提案された際には、実施することそれ自体には反対しなかったことは認め、その余は不知。

(エ) 「(8)」及び「(9)」について

否認ないし争う。

(6) 「第5 事後的な妨害対策の措置が不可能であること」について

ア 「1 電波監理審議会の決定」について

認める。

イ 「2 電波監理審議会自身がその実効性に疑問を呈していること」について

原告らが訴状に引用する内容が本件決定案に記載されていることについては認め、その余については否認ないし争う。

(7) 「第6 被害が顕在化していないのはノッチフィルターが入っているからであること」について

第1段落については、認める。

第2段落及び第3段落については、否認ないし争う。

(8) 「第7 電波監理審議会の審理における、総務大臣準備書面への反論」について

ア 前文について

認否の限りでない。

イ 「1 平成21年11月26日付総務大臣準備書面(18)について」
について

争う。

ウ 「2 平成21年(引用者注:「平成22年」の誤記である。)6月18
日付総務大臣準備書面(21)について」について

(7) 「(1)」について

第1段落については、認める。

第2段落については、否認ないし争う。

(4) 「(2)」について

争う。

(5) 「(3)」について

争う。

エ 「3 平成22年12月20日付総務大臣準備書面(25)について」
について

第1段落については、認める。

第2段落及び第3段落については、争う。

オ 「4 平成23年4月27日付総務大臣準備書面(26)について」に
ついて

(7) 「(1) 『3. 周囲雑音の測定』について」について

第1段落及び第2段落については、認める。

第3段落(「JIS」で始まるもの)については、認める。なお、「JIS C60060-161:1997」とあるのは、「JIS C60050-161:1997」が正しい。

第4段落ないし第6段落については、否認ないし争う。

(イ) 「(2) 『4. PLC漏えい電界強度の測定』(4頁)について」について

第1段落については、電波監理審議会の審理における総務大臣の主張は認め、その余は争う。

第2段落及び第3段落については、否認ないし争う。

(ロ) 「(3) 『答申』4. 3について」について

否認ないし争う。

(ハ) 「(4) 『6. まとめ』について」について

第1段落については、認める。

第2段落については、争う。

カ 「5 平成23年4月27日付総務大臣準備書面(27)について」について

争う。

キ 「6 平成23年6月17日付総務大臣準備書面(30)について」について

争う。

ク 「7 平成23年8月23日付総務大臣準備書面(32)について」について

第1段落ないし第5段落については、全体として否認ないし争う。

第6段落については、原告らが訴状で引用する内容が甲第207号証に記載されているとの限りにおいて認め、その余は否認ないし争う。

4 「第4章 屋外PLCについて」について

本件PLC機器とは無関係であり、認否の要を認めない。

5 「第5章 まとめ—東京高裁に望むこと」について

否認ないし争う。

第4 本件棄却決定に至る経緯等について

1 原告らについて

原告らは、アマチュア無線従事者の免許を受け、かつ、アマチュア無線局の免許を受けている者、又はアマチュア無線従事者の免許を受けているものの、アマチュア無線局の免許を受けていない者である。

2 本件棄却決定に至る経緯について(ただし、本件訴訟に関するもののみ)

- (1) パナソニックコミュニケーションズ株式会社(現在のパナソニックシステムネットワークス株式会社)ほかP L C機器製造・販売業者は、平成18年10月12日から平成22年8月11日までの間、前後93回にわたり、それぞれ、別紙「異議申立てに係る処分」中の「型式名」欄に係る機器につき、総務大臣に対し、施行規則46条に基づき、同条1項所定の事項を記載した書類を添えて申請書を提出し、P L C機器の型式についての指定を申請した(乙第18号証等。以下、各申請を総称して「本件型式指定申請」という。)。
- (2) 総務大臣は、本件型式指定申請に対し、平成18年10月13日から平成22年8月24日までの間、前後93回にわたり、別紙「異議申立てに係る処分」中の「告示番号」欄及び「指定番号」欄記載のとおり、本件型式指定処分を行った。
- (3) 原告らは、別紙「異議申立てに係る処分」中の「異議申立日」欄記載のとおり、平成19年1月15日から平成23年2月3日までの間、前後16回にわたり、本件型式指定処分に対して、法83条に基づき異議申立てを行った(本件異議申立て)。
- (4) 総務大臣は、平成19年3月23日から平成23年3月9日までの間、前後16回にわたり、別紙「異議申立てに係る処分」中の「付議番号」欄記載のとおり、法85条に従い、本件異議申立てを電波監理審議会の議に付した。なお、各原告らによる異議申立てについて、電波監理審議会の議に付された関係の詳細については、別紙「異議申立て対応表」のとおりである。

- (5) 電波監理審議会は、平成19年5月24日から平成23年9月6日まで、
本件異議申立てについて審理した。
- (6) 電波監理審議会主任審理官は、平成24年4月11日、法93条2項に従
い、意見書を作成し、調書とともに、電波監理審議会に提出した。
- (7) 電波監理審議会は、平成24年11月28日、法93条の4に従い、前記
(6)の意見書及び調書に基づいて本件決定案を議決した。
- (8) 総務大臣は、法94条1項に従い、前記(7)の議決により本件異議申立て
を棄却する旨の本件棄却決定を行った。

第5 被告の主張

追って準備書面により主張する。

以 上

別紙

異議申立てに係る処分

異議申立日	付議番号	告示番号	製造業者等の氏名又は名称	型式名	指定番号	
平成19年1月15日	平成19年付議第1号	平成18年11月21日付け総務省告示第617号	パナソニックシステムネットワークス株式会社	BL-PA100	第HT-06001号	
		平成18年12月11日付け総務省告示第646号	住友電気工業株式会社	PTE1310	第ET-06001号	
		平成18年12月26日付け総務省告示第679号	株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト	PN-100HD	第ET-06002号	
			パナソニック株式会社	LN3710	第ET-06003号	
			東日本電信電話株式会社	PN-100HD	第AT-06001号	
			株式会社アイ・オー・データ機器	PLC-ET/M	第DT-06001号	
		平成18年12月27日付け総務省告示第683号	住友電工ネットワークス株式会社	MegaBit Gear MH2130	第AT-06006号	
平成19年5月1日	平成19年付議第2号	平成19年3月9日付け総務省告示第131号	住友電工ネットワークス株式会社	G02PL1	第AT-06007号	
			株式会社バッファロー	PL-HDP-L1	第CT-07001号	
			パイオニア株式会社	XW-PSS01	第AT-07001号	
			パイオニア株式会社	XW-PSS01-L	第AT-07002号	
			パイオニア株式会社	XW-PSS01-S	第AT-07003号	
			大井電機株式会社	OST-2018	第AT-07004号	
		平成19年3月19日付け総務省告示第146号	株式会社プレミネット	PLAM2500J Rev. 2	第ET-07002号	
			株式会社ゼルライン・ジャパン	XEVT23	第AT-07007号	
			三菱マテリアル株式会社	MLD061SU-COM	第AT-07009号	
			三菱マテリアル株式会社	MLD061SU-COS	第AT-07010号	
平成19年6月11日	平成19年付議第3号	平成19年4月12日付け総務省告示第242号	株式会社ユニスター	IP522AV	第AT-07011号	
			住友電工ネットワークス株式会社	G02P1	第AT-07014号	
			住友電工ネットワークス株式会社	MegaBit Gear MH2160	第AT-07015号	
平成19年8月6日	平成19年付議第4号	平成19年6月20日付け総務省告示第349号	住友電気工業株式会社	PTE1410	第ET-07003号	
			住友電気工業株式会社	PAU2410-R2	第ET-07004号	
			株式会社プレミネット	PLAM2500J Rev. 3	第ET-07005号	
			NECアクセステクニカ株式会社	PA-CA2100P	第CT-07002号	
			NECアクセステクニカ株式会社	PA-CR2500P	第CT-07003号	
		平成19年8月1日付け総務省告示第439号	株式会社ネイルコム	NPL-E190AJ	第GT-07001号	
			株式会社アイ・オー・データ機器	PLC-ET/MY	第DT-07001号	
			株式会社バッファロー	PL-HDP-AL1	第CT-07004号	
			パナソニックシステムネットワークス株式会社	BL-PA204	第HT-07001号	
			パナソニックシステムネットワークス株式会社	VL-P923	第HT-07002号	
			パナソニックシステムネットワークス株式会社	VL-P880	第HT-07003号	
			平成19年9月18日付け総務省告示第524号	シャープ株式会社	BB-Z001	第ET-07008号
				シャープ株式会社	BB-Z002	第ET-07009号
				株式会社バッファロー	PL-UPA-L1	第CT-07005号
				住友電工ネットワークス株式会社	MH2170	第AT-07027号
ネットエスアイ東洋株式会社	SP-CPE-XE10A1FS	第AT-07028号				
平成19年11月13日	平成19年付議第23号	平成19年10月4日付け総務省告示第556号	ネットエスアイ東洋株式会社	SP-CPE-XE-01A1FS	第AT-07029号	
			ネットエスアイ東洋株式会社	AL-CPE-XE-10A1FA	第AT-07030号	
			ネットエスアイ東洋株式会社	AL-CPE-XE-01A1FA	第AT-07031号	
			ネットエスアイ東洋株式会社	AL-REP-T20C	第AT-07032号	
			ネットエスアイ東洋株式会社	AL-REP-F10C	第AT-07033号	
			三菱電機株式会社	CPE-BW11	第AT-07034号	
			ロジテック株式会社	LPL-TXA	第AT-07035号	
			アライドテレシス株式会社	CG-PLCHD01R	第AT-07036号	
			三菱マテリアル株式会社	MLD051TU-C0A	第AT-07037号	
			三菱マテリアル株式会社	MLD051RU-C0A	第AT-07038号	
			ネットギア・インターナショナル・インク 日本支社	PL-NTGR-300	第AT-07039号	
株式会社ゼクセロン	ZAX-100N	第AT-07040号				
NECアクセステクニカ株式会社	PA-CA2200T	第CT-07006号				
株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト	SN-200HP	第ET-07010号				

平成20年2月6日	平成20年付議第3号	平成19年12月18日付け総務省告示第682号	三菱電機株式会社	LVC-BD10	第AT-07041号
			三菱電機株式会社	CPE-BD10	第AT-07042号
			株式会社ルネサスソリューションズ	ROK508000D000BR	第AT-07043号
			SMK株式会社	PLC-H01	第DT-07002号
			株式会社ハロックス	HP-7050	第ET-07011号
			パナソニックシステムネットワークス株式会社	BL-PA200	第HT-07004号
			ディーリンクジャパン株式会社	DHP-300	第AT-07044号
			株式会社ゼクセロン	ZAX-100C	第AT-07045号
平成20年4月8日	平成20年付議第4号	平成20年3月17日付け総務省告示第126号	Pop Link株式会社	PL7660	第AT-07046号
			エム・ティ・アイ株式会社	EDSP100	第AT-08001号
			株式会社プレミネット	PLAM2500J Rev. 4	第ET-07012号
平成20年6月6日	平成20年付議第6号	平成20年4月21日付け総務省告示第239号	パナソニックシステムネットワークス株式会社	BL-PA300	第HT-07005号
			Asoka Japan株式会社	PL9660	第AT-08002号
			シャープ株式会社	BB-Z001A	第ET-08001号
平成20年11月7日	平成20年付議第9号	平成20年9月16日付け総務省告示第518号	シャープ株式会社	BB-Z002A	第ET-08002号
			パナソニックSN九州株式会社	MMDPSA100AAG	第HT-08001号
			住友電工ネットワークス株式会社	MegaBit Gear MH2250	第AT-08006号
平成21年1月20日	平成21年付議第2号	平成20年12月9日付け総務省告示第649号	西日本電信電話株式会社	PN-1000HD	第ET-08005号
			パナソニックシステムネットワークス株式会社	BL-BRAA4	第HT-08002号
			株式会社トワダ・ウェルデザイン	HMS-H100	第AT-08007号
			アドソル日進株式会社	ES801S063-A	第AT-08008号
			株式会社ルネサスソリューションズ	ROK508000D102BR	第AT-08009号
			株式会社タムラ製作所	L-23200037-00	第AT-08010号
			株式会社アイ・オー・データ機器	PLC-ET/M2	第DT-08003号
			パナソニックシステムネットワークス株式会社	VL-CP850	第HT-08003号
平成21年5月13日	平成21年付議第5号	平成20年12月9日付け総務省告示第657号	パナソニックシステムネットワークス株式会社	BP-PA510	第HT-08004号
			株式会社日立製作所	PTPLC	第AT-08011号
			アライドテレシス株式会社	CG-PLCHD04GR	第AT-08012号
			NECエンジニアリング株式会社	E21-04686	第AT-09001号
			株式会社バッファロー	PL2-UPA-L1	第CT-08001号
			パナソニック株式会社	DHD0100	第ET-09001号
			パナソニックシステムネットワークス株式会社	PL-LS11	第HT-08005号
			パナソニックシステムネットワークス株式会社	PL-LS14	第HT-08006号
平成21年10月20日	平成21年付議第6号	平成21年10月13日付け総務省告示第483号	パナソニックシステムネットワークス株式会社	BL-PA304	第HT-08007号
			西日本電信電話株式会社	PN-1100HD	第ET-09002号
			西日本電信電話株式会社	PN-1100HD	第ET-09002号
平成22年2月8日	平成22年付議第1号	平成22年1月27日付け総務省告示第22号	東日本電信電話株式会社	PN-1100HD	第AT-09006号
			株式会社タムラ製作所	L-23200037-00	第AT-09007号
			株式会社ネクストソリューションズ	BPL-DGU10	第AT-09008号
			株式会社ネクストソリューションズ	BPL-SU230J	第AT-09009号
			株式会社アイ・オー・データ機器	PLC-ET/MA	第DT-09001号
平成23年2月3日	平成23年付議第1号	平成23年1月11日付け総務省告示第14号	住友電工ネットワークス株式会社	G02P2	第AT-10001号
			株式会社ネクストソリューションズ	BPL-LMU10	第AT-10002号
			東邦電子株式会社	PLC-ERIA	第AT-10003号

製造業者名等は平成24年12月4日現在

別紙

異議申立て対応表

原告目録 番 号	異議申立て			
	A	B	C	D
1	○	○		○
2	○	○		○
3	○	○		○
4	○	○		○
5	○	○		○
6	○	○		○
7	○			
8	○	○		
9	○	○		○
10	○		○	○
11	○	○		○
12	○	○		○
13	○	○		○
14	○	○		○
15	○	○		○
16	○	○		○
17	○			
18	○	○		○
19	○	○		○
20	○	○		○
21	○	○		○
22	○	○		○
23	○	○		○
24	○	○		○
25	○	○		○
26	○	○		○
27	○	○		○
28	○	○		○
29	○	○		○
30	○	○		○
31	○	○		○
32	○	○		○
33	○	○		○
34	○	○		○
35	○	○		○
36	○	○		○
37	○	○		○
38	○	○		○
39	○	○		○

40	○	○		○
41	○	○		○
42	○	○		○
43	○	○		○
44	○	○		○
45	○	○		○
46	○	○		○
47	○	○		○
48	○	○		○
49	○	○		○
50	○	○		○
51	○			
52	○	○		○
53	○	○		○
54	○	○		○
55	○	○		○
56	○	○		○
57	○	○		○

Aは、H19付議1, 付議2, 付議3, 付議4, 付議22, 付議23, H20付議3, 付議4, 付議6, 付議9, H21付議2, 付議5

Bは、H21付議6

Cは、H21付議7

Dは、H22付議1, H23付議1

で電波監理審議会の議に付された異議申立てである。